○南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱

平成２７年４月２１日
告示第６９号

（趣旨）

第１条　この告示は、南アルプスユネスコエコパークの美しい良好な住環境の確保、人口減少対策、定住促進及び空き家バンク制度の活用・充実を図るため、空き家所有者及び定住希望者に対し、予算の範囲内において、空き家の改修、家財道具等の片付け及び清掃並びに相続登記に要する経費の一部を南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成１５年南アルプス市規則第４３号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において使用する用語の意義は、南アルプス市空き家バンク実施要綱（平成１９年南アルプス市告示第１００号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　空き家改修事業　空き家の居住の用に供する部分の機能向上のために行う改修等をいう。

（２）　空き家片付け事業　空き家に放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他の家財道具及び敷地内の樹木（当該空き家が供用住宅の場合にあっては、店舗部分に供されていたこれらのものを除く。）（以下「家財道具等」という。）の片付けをいう。

（３）　相続登記費用補助事業　空き家バンクに登録するために行う、空き家の相続登記に要する経費の補助をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家バンクに登録した者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）　補助対象者及びその属する世帯の全員に市税の滞納がない者

（２）　補助対象者間（所有者及び購入者又は所有者及び賃借者）の血縁関係が、３親等以内の親族でない者

（３）　補助金の交付の対象となる空き家（次条において「補助対象物件」という。）に、補助金の交付を受けた日から５年以上定住する者又は５年以上空き家バンクに物件を登録する者

（４）　この告示による補助金のうち同一の補助対象事業の補助金の交付を受けていない者

（５）　空き家の売買契約日又は賃貸借契約日から１年を経過していない者

２　前項の規定にかかわらず、南アルプス市過疎地域活性化促進補助金交付要綱（平成３１年南アルプス市告示第５４号）に基づく空き家等片付け補助金の交付対象者は、空き家片付け事業の補助対象者としない。

（補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額）

第４条　この補助金の交付の対象となる事業、経費及び額は、次の表のとおりとする。

<table>
<tr><th>補助対象事業</th><th>補助対象経費</th><th colspan="2">補助金の額</th></tr>
<tr><td>空き家改修事業</td><td>補助対象物件の台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁及び下水道設備等の改修その他の住宅の機能向上のために行う修繕及び設備改善に要する経費</td><td rowspan="3">補助対象経費の２分の１以内の額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</td><td>１００万円を限度とする。</td></tr>
<tr><td>空き家片付け事業</td><td>補助対象物件の片付けに要する消耗品、燃料費、手数料、委託料、車両借上料及びハウスクリーニング料。ただし、産業廃棄物の処理費用は除く。</td><td>１０万円を限度とする。</td></tr>
<tr><td>相続登記費用補助事業</td><td>次に掲げる経費の合計額とする。
（１）　補助対象物件の所有権保存登記、相続を原因とする所有権移転登記その他空き家バンクに登録するために必要な不動産登記の登記手数料
（２）　（１）の登記に関し司法書士等へ支払う登記委託料</td><td>５万円を限度とする。</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考
補助金の対象となる事業は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。</td></tr>
</table>

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　空き家改修事業及び空き家片付け事業　次に掲げる書類

ア　経費の見積書及びその内訳が分かる明細の写し
イ　工事施工（事業実施）前の状況が分かる写真
ウ　案内図、平面図、立面図及び改修内容の分かる図面
エ　土地の登記事項証明書の写し
オ　建物の登記事項証明書（未登記家屋の場合は、固定資産税家屋課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し又は売買若しくは賃貸借契約書の写し）の写し
カ　誓約書兼同意書（様式第２号）
キ　確約書（様式第３号）（対象物件の賃借人が申請者の場合）
ク　共有名義者同意書（様式第４号）又は共有名義者に係る誓約書（様式第４号の２）
ケ　世帯全員分の市税納税証明書
コ　その他市長が必要と認める書類

（２）　相続登記費用補助事業　前号ア、エ、オ、カ、ク、ケ及びコに掲げる書類

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。

（変更等の承認申請）

第７条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第５条に規定する申請事項に変更が生じたときは、その変更が軽微な場合を除き、速やかに南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付変更（中止）申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

２　市長は、前項の規定により変更の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付決定変更（中止）通知書（様式第７号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して３０日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、南アルプス市空き家活用定住促進事業実績報告書（様式第８号）により次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

（１）　空き家改修事業及び空き家片付け事業　次に掲げる書類

ア　工事請負契約書の写し、委託契約書の写し又はその他事業の内容が分かる書類

イ　経費の内訳が分かる請求書及び領収書の写し

ウ　工事施工（事業実施）後の成果内容が確認できる写真及び図面

エ　建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合）

オ　その他市長が必要と認める書類

（２）　相続登記費用補助事業　次に掲げる書類

ア　登記後の土地又は建物の登記事項証明書の写し

イ　経費に係る領収書の写し

ウ　その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第９条　市長は、前条の規定により実績報告書の提出のあったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金確定通知書（様式第９号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１０条　交付決定者は、前条の通知書を受けた日から起算して１５日以内に南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金請求書（様式第１０号）により市長に補助金を請求するものとする。

２　市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第１１条　交付決定者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（１）　この告示に違反したとき。

（２）　補助金の交付の目的に反して又は不当に使用したと認められるとき。

（３）　補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

（４）　その他市長は交付決定の取消し又補助金の返還の必要があると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第１１号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　交付決定者は、前条の規定により市長が補助金の返還を求めた場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。この場合において、市長が返還を命ずる金額は、次の表に定めるとおりとする。

完成日からの経過年数	返還（納付）金額
１年未満	補助金確定額の１００％
１年以上２年未満	補助金確定額の８０％
２年以上３年未満	補助金確定額の６０％
３年以上４年未満	補助金確定額の４０％
４年以上５年未満	補助金確定額の２０％

２　市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

（調査に対する協力）

第１４条　交付決定者は、この告示による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力するものとする。

（その他）

第１５条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月２５日告示第１１５号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月２２日告示第５４号）

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第３条第５号の規定は、この告示の施行の日以後の申請に適用し、同日前の申請に係る補助対象者の要件については、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月１８日告示第８９号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年３月１７日告示第５０号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

（表面）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

申請者 住所

氏名　　印

（連絡先　　―　　―　　）

南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付申請書

南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　申請者の区分

□ 所有者　　□ 購入者・賃借者

２　事業の区分

□ 空き家改修事業

□ 空き家片付け事業

□ 相続登記費用補助事業

３　申請額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　事業の内容

空き家の所在地		南アルプス市　　番地			
空き家の所有者等	住所				
	ふりがな				
	氏名				
延床面積		平方メートル			
事業予定額		円(別添見積額)			
着工予定年月日		年　　月　　日			
完了予定年月日		年　　月　　日			
居住予定者 ※家財道具等片付けの場合は記入不要		氏　　名	続　柄	生年月日	職　　業
相続登記		□有		□無	

（裏面）

５　添付書類

（１）空き家改修事業及び空き家片付け事業

ア　経費の見積書及びその内訳が分かる明細の写し

イ　工事施工（事業実施）前の状況が分かる写真

ウ　案内図、平面図、立面図及び改修内容の分かる図面

エ　土地の登記事項証明書の写し

オ　建物の登記事項証明書（未登記家屋の場合は、固定資産税家屋台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し又は売買若しくは賃貸借契約書の写し）の写し

カ　誓約書兼同意書（様式第２号）

キ　確約書（様式第３号）（対象物件の賃借人が申請者の場合）

ク　共有名義者同意書（様式第４号）又は共有名義者に係る誓約書（様式第４号の２）

ケ　世帯全員分の市納税証明書

コ　その他市長が必要と認める書類

（２）相続登記費用補助事業

ア　経費の見積書及びその内訳が分かる明細の写し

イ　土地の登記事項証明書の写し

ウ　建物の登記事項証明書（未登記家屋の場合は、固定資産税家屋課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し又は売買若しくは賃貸借契約書の写し）の写し

エ　誓約書兼同意書（様式第２号）

オ　共有名義者同意書（様式第４号）又は共有名義者に係る誓約書（様式第４号の２）

カ　世帯全員分の市納税証明書

キ　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

住　所
氏　名　　印

誓約書兼同意書

私は、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

１　誓約事項

（１）各補助事業に関する共通事項

・世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又はその関係者ではないこと。
・第１２条第１項の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、交付を受けた補助金について、速やかに返還すること。
・交付決定者（賃借の場合は、その所有者を含む。）は、補助金の交付決定を受けた日から起算して５年以内に空き家バンクの登録取消し及び当該空き家の取壊しを行わないこと。

（２）空き家改修事業及び空き家片付け事業に関する事項

・交付決定者は、補助金の交付決定を受けた日から起算して５年以内に転居又は転出しないこと。
・空き家の賃借人である場合は、所有者の同意を得られたこと。

２　同意事項

南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第３条に定める補助対象者であること及び第４条に定める補助対象事業であることを確認するため、本市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産税課税台帳、建築確認申請及び市税等の納付状況について公簿を確認すること。

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

建物所有者
住所
氏名　　㊞

確　約　書

次の建物を所有する私、　　は、その建物を賃借しようとする者が南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付を受ける該当建物を改修（片付け）することに異存はありません。（同意します。）

また、その賃借者が退去する際に、改修前の状態に建物等を復元させることを賃借者に対し要求しません。

補助対象建築物の概要

所在地	南アルプス市　　番地	
構　造	□木造　□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　□ 鉄骨造　□その他	
階　数	地上　　階、　地下　　階	
面　積	延べ面積	平方メートル
建築時期	明・大・昭・平　　年　　月	

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

共有名義者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

共有名義者同意書

私は、南アルプス市空き家活用定住促進事業の補助金交付に関する一切の権限を、次の者が行うことに同意します。

１　事業等の名称
南アルプス市空き家活用定住促進事業

２　申請者

住　　所	
氏　　名	
電話番号	

様式第４号の２（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

申請者　住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

共有名義者に係る誓約書（市に対しての損害）

私は、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金の交付申請に当たり、共有者全員の共有名義者同意書を添付することができません。

また、権利者からの異議申し立てや次の物件に係る紛争等が生じた場合、申請者である私の責任において解決し、南アルプス市に対して一切の損害を与えないことを誓約いたします。

１　空き家の所在地

南アルプス市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿番地

２　空き家の所有者氏名

様式第５号（第６条関係）

南アルプス市指令　第　　号
年　　月　　日

様

南アルプス市長　　印

南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

１　交付決定金額　　円

２　交付の条件

・補助金の交付を受けた日から５年以上定住又は５年以上空き家バンクに物件を登録すること
・補助対象者及びその属する世帯の全員に市税等の滞納がないこと
・補助対象間の血縁関係が、３親等以内の親族でないこと
・事業が完了したときは、速やかに南アルプス市空き家活用定住促進事業実績報告書（様式第８号）を市長に提出すること

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

申請者　住所

氏名　　㊞

(連絡先　　―　　―　　)

南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付変更（中止）申請書

　　年　　月　　日付け南アルプス市指令　　第　　号で補助金の決定を受けた、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付申請の内容を次のとおり変更したいので、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により申請します。

１　変更（中止）の理由

２　変更の内容(変更のある欄を記入してください)

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="3">決定金額</th></tr>
<tr><td colspan="2">空き家改修事業</td><td colspan="3">(変更前　　円)
変更後　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">空き家片付け事業</td><td colspan="3">(変更前　　円)
変更後　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">相続登記費用補助事業</td><td colspan="3">(変更前　　円)
変更後　　円</td></tr>
<tr><td>空き家の所在地</td><td colspan="4">南アルプス市　　番地</td></tr>
<tr><td>延床面積</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業予定額</td><td>変更前</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td>変更後</td><td colspan="3">円（別添見積額）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">着工予定年月日</td><td>変更前</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr>
<tr><td>変更後</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">完了予定年月日</td><td>変更前</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr>
<tr><td>変更後</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入居予定年月日</td><td>変更前</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr>
<tr><td>変更後</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr>
</table>

３　申請書に添付した書類で変更あるものは添付してください。

様式第７号（第７条関係）

南アルプス市指令第　　号
年　　月　　日

様

南アルプス市長　　印

南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付決定変更（中止）通知書

年　　月　　日付で届のあった空き家活用定住促進事業補助金交付申請の内容の変更については、次のとおり南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により、変更（中止）決定したので通知します。

交付決定額　　（変更前　　円）

変更後　　円

様式第８号（第８条関係）

（表面）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

申請者 住所

氏名　　印

（連絡先　　―　　―　　）

南アルプス市空き家活用定住促進事業実績報告書

南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

１　事業の区分

□ 空き家改修事業

□ 空き家片付け事業

□ 相続登記費用補助事業

２　事業の内容

空き家の所在地	南アルプス市　　番地
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円
着工年月日	年　　月　　日
完了年月日	年　　月　　日
入居年月日	年　　月　　日

（裏面）

３　添付書類

（１）空き家改修事業及び空き家片付け事業

ア　工事請負契約書の写し、委託契約書の写し又はその他事業の内容が分かる書類

イ　経費の内訳が分かる請求書及び領収書の写し

ウ　工事施工（事業実施）後の成果内容が確認できる写真及び図面

エ　建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合）

オ　その他市長が必要と認める書類

（２）相続登記費用補助事業

ア　登記後の土地又は建物の登記事項証明書の写し

イ　経費に係る領収書の写し

ウ　その他市長が必要と認める書類

様式第９号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

南アルプス市長　　印

南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった南アルプス市空き家活用定住促進事業の補助金の交付については、次のとおり確定したので南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

補助金の額	金　　円
補助事業区分	□　空き家改修事業 □　空き家片付け事業 □　相続登記費用補助事業
空き家の所在地	南アルプス市
交付の条件	年　月　日付による交付決定通知書記載のとおり。

備考

（１）南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱を遵守すること。

（２）この要綱の規定に違反した場合、補助金の使途が適正でない場合は、この決定の取消しにより市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。

（３）この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

様式第１０号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）南アルプス市

請求者　住所

氏名　　印

南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金請求書

年　　月　　日付け　　第　　号により確定通知を受けた補助金について、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により、次のとおり請求をします。

１　補助事業の区分

□　空き家改修事業

□　空き家片付け事業

□　相続登記費用補助事業

２　補助金の額　　金　　円

３　振込先口座

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
フリガナ 口座名義人			

様式第１１号（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

南アルプス市長　　印

南アルプス市空き家活用定住促進事補助金交付決定（一部）取消通知書

年　　月　　日付け南アルプス市指令　　第　　号で交付の決定をした補助金について、南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、次のとおり取り消しましたので、通知します。

１　補助事業の区分
　□　空き家改修事業
　□　空き家片付け事業
　□　相続登記費用補助事業

２　取消年月日　　年　　月　　日

３　所在地　　南アルプス市

４　所有者住所及び氏名

５　取消内容

６　取消理由

様式第１号（第５条関係）
様式第２号（第５条関係）
様式第３号（第５条関係）
様式第４号（第５条関係）
様式第４号の２（第５条関係）
様式第５号（第６条関係）
様式第６号（第７条関係）
様式第７号（第７条関係）
様式第８号（第８条関係）
様式第９号（第９条関係）
様式第１０号（第１０条関係）
様式第１１号（第１２条関係）